

関節ファシリテーション（S J F）学会 四国交流会 規約

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、関節ファシリテーション学会（S J F学会） 四国交流会（以下本会）と称する。

【事務局】

- 第2条 1. 本会の事務局は、〒774-0045 徳島県阿南市宝田町川原6番地1
阿南医療センター リハビリテーション部に置く。
2. また、本会を、4地区（香川、徳島、愛媛、高知）に分け、それぞれ事務局担当を置く。

【目的】

- 第3条 1. 本会は、関節運動学に基づく関節内運動を利用した治療技術を研究し、会員の技術習熟と指導方法を学ぶことを目的とする。
2. 本会は、真の理学療法士、作業療法士となるために、技術の研鑽に努める。

【事業】

第4条 本会は前条の目的を達成するために、年数回の研修会、勉強会を開催する。
また、各地区においても、定期的に勉強会を開催する。

第2章 会員

第5条 本会の会員は国内外の理学療法士あるいは作業療法士免許を有する者に限る。

【入会金及び年会費】

- 第6条 1. 会員は入会金を納入しなければならない。
2. 会員は年会費を納入しなければならない。

【退会】

第7条 退会しようとするときは、書面でその旨を、本会の事務局あるいは各地区の事務局に届けるか、2年以上の年会費を滞納した者とする。

【拠出金品の不返還】

第8条 退会した会員が、すでに納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

第9条 1. 本会に会長1名、事務局長1名、会計2名、会計監査1名を置く。

会長	徳本 明之	香川労災病院 中央リハビリテーション部
事務局長	田村 俊輔	阿南医療センター リハビリテーション部
会計	天野 智行	阿南医療センター リハビリテーション部
	片山 由紀子	善通寺診療所
監査	大西 和子	高松平和病院

2. また4地区に、地区代表1名、事務局1名、会計1名を置く。

【職務】

- 第10条 1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
また各地区代表を総括し、本会活動の年間スケジュールを作成し、各研修会や勉強会を開催する。
2. 事務局長は、各地区の事務局を総括し、会員動向の把握、学会誌や学会・研修会・勉強会案内の発送、会員証の発行、本部への問い合わせの代行を行う。
3. 会計局長は、各地区の会計を総括し、入会金や年会費納入の管理、各地区の活動費の管理を行う。また、年1回、会計報告を行う。
4. 監査は、本会と各地区の活動内容や会計状況を監査する。

【役員会】

- 第11条 1. 役員会は、会長・事務局長・会計局長・監査・地区代表をもって構成する。
2. 役員会議は、毎月第一水曜日の午後10時より開催する。役員の都合などにより開催が困難な場合は適宜、日時を変更して開催する。
3. 役員会議では、本会役員・地区役員の承認、勉強会や研修会の開催決定、地区の活動状況の確認などを行う。

【任期】

- 第12条 1. 本会役員、地区役員の任期は1年とするが、再任は妨げない。

附則

- 第13条 この規約は平成23年12月20日より施行する。
- 第14条 この規約は平成24年4月1日に変更し、同日から施行する。
- 第15条 この規約は平成25年3月1日に変更し、同日から施行する。
- 第16条 この規約は平成25年7月1日に変更し、同日から施行する。
- 第17条 この規約は令和2年5月7日に変更し、同日から施行する。